

eラーニングシステム利用要項

(目的)

第1条 この要項は、eラーニング運用管理規程第3条第2項に基づき、eラーニングシステム（以下、「システム」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用目的)

第2条 システムが提供するサービスは、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（名古屋市立を除く。以下、「学校等」という。）の教職員（事務職員を含む。）並びにその他、管理責任者が認めた者の研修利用を目的とする。

(利用申請)

第3条 所属長は、年度ごとに所属内でシステムを利用してeラーニング研修を受講する者（以下、「利用者」という。）を取りまとめ、当該研修・講座にかかる所定の申し込み手続きを行うことで、システムの利用を申請しなければならない。

2 研修を目的として、学校等、教育事務所及び市町村教育委員会がシステムの利用を希望する場合は、所属長を代表者としてeラーニング研修教材にかかる学校等利用申請書（様式E1）を管理責任者に提出し承認を得なければならない。

(ユーザID及びパスワードの管理)

第4条 発行されたユーザID及びパスワードは、利用者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、または利用させてはならない。

2 発行されたパスワードは、利用者の責任において適宜変更するものとする。

(利用者の責任)

第5条 利用者が、前条に反し、または当該ユーザIDを使用し、生じた責任は、利用者に戻すものとする。

(パスワードの紛失)

第6条 所属長は、所属内の利用者がパスワードを紛失したときは、パスワード再発行申請書（様式E2）を管理責任者に提出しなければならない。

(利用時間)

第7条 システムの利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、利用時間を変更できるものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、条例、規則、その他の規程及び公序良俗に反する利用をしないこと
- (2) システムの趣旨に反する利用をしないこと
- (3) 第三者を誹謗または中傷しないこと
- (4) 営利を目的とした利用をしないこと
- (5) システムの運用に支障を来す利用をしないこと

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

